
第5回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第4日）

令和5年9月22日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和5年9月22日午前9時開議

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
日 程 第 3 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
日 程 第 3 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員（10名）

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 那 須 和 博 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町 長 塚 原 隆 昭 副 町 長 奥 田 弘 樹
教 長 大 谷 哲 也 教 育 次 長 石 飛 幹 祐

防災危機管理室長	田村 剛	住民課長	永井 あけみ
まちづくり推進課長	藤原 清伸	福祉事務所長	門脇 貴子
保健福祉課長	安部 農	産業振興課総括監	本間 康浩
建設課長	森山 篤	建設課総括監	藤原 一也
基幹支所長	深石 尚志	会計管理者	高木 ゆかり
病院事務長	高橋 克裕	代表監査委員	那須 照男

欠席した職員の氏名

総務課長 那須 忠巳 産業振興課長 長島 淳二

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、那須総務課長、長島産業振興課長は欠席です。

日程第1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

はじめに、総務厚生常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 7番。

おはようございます。委員会審査報告を行います。

令和5年9月22日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、景山登美男。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第44号、件名、特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第45号、飯南町災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第47号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案可決。

議案第48号、雲南市・飯南町事務組合理約の一部を変更する規約について、原案可決。

議案第 49 号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による一般廃棄物（ごみ）の処理施設に係る調査及び研究に関する事務委託の廃止について、原案可決。

議案第 51 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 52 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 53 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 54 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わります。ただちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 3 番。

委員会審査報告を行います。

令和 5 年 9 月 22 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第 46 号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 55 号、令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 56 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わります。ただちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、4 番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） はい。

では、審査報告をいたします。

令和 5 年 9 月 22 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、内藤眞一。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、承認第 6 号、件名、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号））、審査の結果、承認。

議案第 57 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）、審査の結果、原案可決。

審査意見。

款）衛生費（項）保健衛生費（目）保健施設費。健康増進施設頓原ラムネ銀泉経常管理費。『飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例』第 9 条において「町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」と定められている。

このたびの健康増進施設頓原ラムネ銀泉の運営費不足額 189 万 8 千円は、令和 4 年度中に発生していたものであり、今定例会で増額補正が提案されたことは大変遺憾である。

今後は、指定管理全般において、こうしたことが二度と生じないように、業務推進を図られたい。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わります。ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

日程第 2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第 2、討論・採決を行います。

まず討論を行います

はじめに、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号））に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

次に、条例関係について討論を行います。議案第 44 号、特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について、から、議案第 47 号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの 4 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

次に、議決関係について討論を行います。議案第 48 号、雲南市・飯南町事務組合理約の一部を変更する規約について、及び議案第 49 号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による一般廃棄物（ごみ）の処理施設に係る調査及び研究に関する事務委託の廃止についての 2 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

次に予算関係について討論を行います。はじめに、特別会計予算について討論を行います。議案第 51 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）から、議案第 53 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 3 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

次に、公営企業会計予算について討論を行います。議案第 54 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）から、議案第 56 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

次に、議案第 57 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号））を採決いたします。本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 6 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第 6 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 44 号、特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 44 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、飯南町災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 45 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 46 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 47 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、雲南市・飯南町事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決い

たします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 48 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による一般廃棄物（ごみ）の処理施設に係る調査及び研究に関する事務委託の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 49 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 51 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 52 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 52 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 53 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 53 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 54 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 54 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 55 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 55 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 56 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 56 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 57 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 57 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から目下、それぞれの委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきましたので、閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今月 11 日に開会した本定例会におきましては、議員各位には連日にわたり、慎重にご審議をいただき、ただいまは提案いたしました全議案につきまして、原案どおり可決をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ご議決いただいた予算等、速やかに執行し、住民福祉の向上に努めてまいります。

本定例会におきましては、一部の予算議案について、撤回、再提出の手続きをさせていただきました。このことで議会日程へ影響を及ぼし、また常任委員会での審議にも支障を来したところであり、誠に申し訳なく思っております。

今後、議案の提出に際しましては、十分に精査した上で、緊張感を持って提案するようにいたします。

さて、今年の夏は異常な暑さが続きましたが、今のところ台風の襲来もなく、梅雨末期の豪雨もなかったため、災害等の発生も少なく、そのことを裏づけることとして、本町での大雨警報の発令、これは一度もございませんでした。

今週は、秋雨前線が停滞いたしまして降雨が続いたため、稲刈りの作業もですね、なかなか思うように進んでいない農家や法人もあると思います。どうか彼岸の入りを境に、天気が安定し秋晴れとなる日が続けばと願うばかりであります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、今月末から 5 歳以上の全年齢を対象として、新しい型のワクチン接種を行っていきます。できるだけ多くの方に接種していただけるよう、努めてまいります。また、流行が始まっておりますインフルエンザにつきましても、多くの方に予防接種を受けていただけるよう、周知してまいります。

最後になりましたが、今定例会の本会議、また、委員会を通じていただきましたご意見、

ご指導につきましては、今後の予算執行、並びに日々の事務事業の推進に、また、今後の施策の立案など、行政執行に生かすよう努めてまいります。

暑さ寒さも彼岸までと言われますが、今年はまだ、気温が高い日もあるようでございます。体調を崩されませんようご自愛のうえお過ごしください。閉会にあたってのごあいさついたします。誠にありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和5年第5回飯南町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前9時48分閉会
